

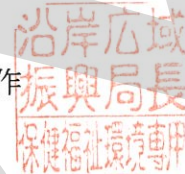
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8

氏 名 開発運輸株式会社 代表取締役 川原 一也
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 小國 大作



許可の年月日 令和 7年12月19日

許可の有効年月日 令和12年12月18日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鉋さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

(以下、裏面記載)

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 12 月 12 日 当初許可
平成 7 年 12 月 12 日 更新許可
平成 9 年 7 月 11 日 変更届出書受理（代表者を高橋啓二から変更したこと。）
平成 10 年 7 月 13 日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県大船渡市日頃市町字中板用 47 番地 1 から変更したこと。）
平成 12 年 4 月 7 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類にばいじんを追加したこと。）
平成 12 年 12 月 19 日 更新許可
平成 14 年 7 月 22 日 変更届出書受理（代表者を加藤守夫から変更したこと。）
平成 16 年 7 月 23 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿（含水率 85% 以下のものに限る。）を追加したこと。）
平成 16 年 9 月 21 日 変更届出書受理（代表者を徳本耕造から変更したこと。）
平成 17 年 12 月 16 日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類から動物のふん尿（含水率 85% 以下のものに限る。）を削除したこと。）
平成 17 年 12 月 19 日 更新許可
平成 19 年 11 月 21 日 変更届出書受理（代表者を須藤薫から変更したこと）
平成 21 年 7 月 8 日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に繊維くず、動植物性残さを追加したこと。）
平成 22 年 7 月 12 日 変更届出書受理（代表者を上野晋吾から変更したこと。）
平成 22 年 12 月 19 日 更新許可
平成 26 年 7 月 7 日 変更届出書受理（代表者を須藤薫から変更したこと。）
平成 27 年 5 月 11 日 事業範囲の変更許可
(1) 産業廃棄物の種類に金属くずを追加したこと。
(2) 産業廃棄物の種類について、自動車等破砕物を含む旨追記したこと。
平成 27 年 12 月 19 日 更新許可
平成 29 年 7 月 11 日 変更届出書受理（代表者を柳田英輝から変更したこと。）
平成 30 年 7 月 3 日 変更届出書受理（代表者を堂本昭彦から変更したこと。）
令和 2 年 12 月 19 日 更新許可
令和 7 年 7 月 11 日 変更届出書受理（代表者を岡田真一から変更したこと。）
令和 7 年 12 月 19 日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白